

県立高等学校将来構想審議会多様な学びの在り方検討部会設置要綱

(設置)

第1条 県立高等学校将来構想審議会条例(平成20年宮城県条例第4号)第6条第1項の規定に基づき、多様な学びの在り方検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3期県立高校将来構想における定時制課程及び「新たなタイプの学校」の在り方の検討(以下、「検討」と言う。)に関すること。
- (2) 検討の報告書の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討に関し必要な事務

(意見の聴取)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、教育庁教育企画室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。